

## 第4期高山市地域福祉計画について

### 1. 策定趣旨

高山市地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づき、本市の地域福祉を総合的かつ計画的に推進するため、高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉の各分野についての基本的方向等について定めたものであり、現計画の計画期間は平成29年度から平成31年度までの3年間となっている。

計画期間の終了に伴い、社会情勢の変化に対応した新たな地域福祉計画を策定する。

### 2. 計画期間

令和2年度～令和6年度（5年間）

### 3. 計画の概要

- (1) 策定にあたっての考え方について (別紙1)
- (2) 計画体系について (別紙2)
- (3) 基本理念について (別紙3)
- (4) 基本目標について (別紙4)
- (5) 基本方針と取り組みの方向について (別紙5) (記載イメージ 別紙5参考)

### 4. 今後の予定

令和2年 1月～ パブリックコメントの実施

高山市地域福祉計画市民推進委員会

3月 決定、公表